

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1 健全化判断比率

（単位：％）

指標名	古殿町の比率	早期健全化基準の比率
実質赤字比率	—	15.0
連結実質赤字比率	—	20.0
実質公債費比率	7.8	25.0
将来負担比率	—	350.0

（1）実質赤字比率

歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を町の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。

町の一般会計の実質赤字額はありません。したがって、比率は算定されませんでした。

（2）連結実質赤字比率

町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、町を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。

町の一般会計と特別会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、宅地造成事業特別会計）の連結実質赤字額はありません。したがって、比率は算定されませんでした。

（3）実質公債費比率

義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の額を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均です。町の比率は、早期健全化基準以内の7.8％です。

（4）将来負担比率

町が発行した町債残高や公営企業債等の繰入見込額など、決算年度末時点での将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除したものです。町の比率は、算定されませんでした。

2 資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準の比率
簡易水道特別会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
宅地造成事業特別会計	—	

(1) 資金不足比率

一般会計における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を公営企業の事業規模で除したものです。町の公営企業会計（簡易水道事業会計、下水道事業会計、宅地造成事業特別会計）において資金不足は生じておりません。